

## 愛光学園同窓会会員データベース利用規約

### (趣旨及び定義)

第1条 愛光学園同窓会（以下「同窓会」という。）が管理・運用する同窓会会員データベース（以下「会員データベース」という。）の利用規約（以下「本規約」という。）を以下のとおり定める。

- 2 「会員データベース」とは、同窓会会員の同窓会ID・パスワード・卒業期・氏名を基本情報（以下「基本情報」という。）として同窓会が登録し、かつ、利用者（以下、本規約に基づいて会員データベースに登録した者を「利用者」という。）が自らの責任において登録する登録項目を、他の利用者が検索・閲覧することができる、会員相互の情報交流を図るためのデータベースである。

### (目的)

第2条 本規約は、利用者が会員データベースを利用する際に遵守すべき事項を定めることにより、会員データベースの安全な運用を行うことを目的とする。

- 2 利用者が会員データベースを利用するにあたっては、本規約の内容を承諾したものとみなす。

### (運用組織)

第3条 会員データベースの運用にかかる業務は、同窓会常任理事会が行うものとする。

### (利用資格及び利用の制限)

第4条 会員データベースを利用できる者は、本条第1項各号のいずれかに該当する者とし、利用の制限については本条第2項に定める。

- 1 (1) 同窓会会員  
(2) その他同窓会常任理事会が認めた者
- 2 第1条第2項に定める「基本情報」以外の会員の情報を利用しようとする場合には、自ら登録した項目を超えて利用することはできない。

(例え) 自らの現住所を登録していない場合には、他の会員の現住所を利用することはできない。

### (利用者の義務)

第5条 利用者は、会員データベースを利用するにあたり、以下の義務を負う。

- (1) 本規約及び同窓会が別に定める細則に基づいて利用しなければならない。
- (2) 利用者に発行されるID及びパスワード（以下、併せて「ID等」という。）を自らの責任において厳重に管理し、第三者に開示・漏洩してはならない。

- (3) ID等の第三者への開示・漏洩があった場合、またはID等が第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちに同窓会事務局にその旨を報告するとともに、同窓会からの指示に従う。
- (4) 会員データベースから入手した情報については、第三者に開示・漏洩しないようその取り扱いに十分注意する。
- (5) 会員データベースを利用して、愛光学園や同窓会会員の信用・品位を傷つける行為を行わない。
- (6) 会員データベースを利用して、法令等に違反する行為を行わない。

(利用資格の喪失)

第6条 利用者が前条各号の義務に違反し、または、第4条第1項各号の利用資格を有しなくなった場合、当該利用者は、ただちに、利用資格を失うものとする。

(個人情報の取り扱い)

第7条 同窓会は、会員データベースを運用するにあたり、個人情報に関する法令を遵守し、個人情報を適切に取り扱うものとする。

- 2 同窓会は、個人情報の取り扱いの全部または一部を第三者に委託する場合には、当該第三者について厳正な調査を行い、取り扱いを委託する個人情報の安全管理が図られるよう、当該第三者に対する必要かつ適切な監督を行う。

(免責)

第8条 会員データベース上から入手された情報によって発生したあらゆる損害に関して、愛光学園及び同窓会は一切の責任を負わないものとする。

(規約の改廃)

第9条 本規約の改廃は、同窓会常任理事会において行う。

附 則

この規約は、令和6年11月1日から施行する。